

WiMAX 無線通信サービス利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約）

この利用規約は、株式会社キャッチネットワーク（以下「キャッチ」といいます。）が提供する WiMAX 無線通信サービス（以下「サービス」といいます。）を、WiMAX 無線通信サービス契約約款に規定する WiMAX 無線通信サービス契約者（以下「会員」といいます。）が利用する際の一切に適用します。

第2条（本規約の範囲）

1. キャッチが会員に対して発する第4条所定の通知は、この規約の一部を構成するものとします。
2. キャッチが、この規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービス冒頭の「ご案内」、「ご利用上の注意」等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知（以下、併せて「利用規約等」といいます。）も、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。
3. この規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. キャッチは、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の規約によります。
2. 変更後の規約については、キャッチが別途定める場合を除いて、ホームページ等のオンライン上（以下「オンライン上」といいます。）に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条（キャッチからの通知）

1. キャッチは、オンライン上の表示その他キャッチが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、キャッチが当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 会員の義務

第5条（利用環境の整備）

1. 会員は、キャッチ又は関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

第6条（自己責任の原則）

1. 会員は、自己の WiMAX 無線通信サービス契約者回線によりサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。

2. 会員は、サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。また、会員に限りません。以下同様とします。）から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4. 会員は、サービスの利用によりキャッチまたは他者に対して損害を与えた場合（会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより他者またはキャッチが損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

5. キャッチは、会員がサービスの利用を通じて得た情報について、正確性、合法性及び会員が意図する利用目的への適合性、有用性等に関し、いかなる保証責任も負いません。

第7条（IDおよびパスワードの管理責任）

1. 会員は、自己のID（メールアドレス等、契約により会員に割り当てられる特定の記号）およびこれに対応するパスワード（IDとの組み合わせにより、個人認証を行うに足る記号を含みます。以下同じとします。）ならびに、個人認証を条件としてサービスを利用する権利を、キャッチが別途定める場合を除き、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないとともに、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2. キャッチは、会員のIDおよびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。パスワードを失念した場合、会員は直ちにキャッチに申し出るものとし、キャッチの指示に従うものとします。また、当該IDおよびこれに対応するパスワードによりなされたサービスの利用は当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

第8条（禁止事項）

会員はサービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) キャッチ、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます）。
- (2) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (9) アクセス可能なキャッチ又は他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (10) キャッチ又は他者になりすます行為。（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動（これらに類似する行為を含みます。）および公職選挙法に抵触する行為。
- (13) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（そのおそれのある電子メールを含みます。嫌がらせメール）を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (14) 他者の設備またはサービス用設備（キャッチがサービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）。

- (15) サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- (16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により他者の個人情報を取得する行為。
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずにサービス又は提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (18) キャッチの商号、商標又はロゴマーク等を用いて、当該会員とキャッチ間の提携関係の存在又はキャッチによる当該会員に対する代理権の付与を誤認させる行為。
- (18) 上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反する行為（暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含みます。）。サービスの運営を妨害する行為。他の会員又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為。信用の毀損又は財産権の侵害等のようにキャッチ、提携先、又は他者に不利益を与える行為。
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第3章 ホームページ公開機能の利用

第9条（公開について）

キャッチは、他の会員又は第三者により為された改竄、消去その他理由の如何を問わず会員が登録したホームページの保全に関し、一切責任を負わないものとします。

第10条（キャッチによる閲覧）

キャッチは、他の会員又は第三者からサービスに基づき登録されたホームページに関しキャッチに対しクレーム、請求等が為され、かつキャッチが必要と認めた場合及びその他キャッチが必要と認めた場合に限り、当該ホームページを閲覧することがあります

第11条（営業活動）

1. 会員はサービスを通じて営業活動を行う場合は、自己が登録するホームページのトップページ上に自己の氏名及び電話番号（通話可能で真正なものに限ります。）を明示するものとします。
2. 前項に基づいて営業活動を行う場合であっても、会員はサービスを通じて次の行為を行わないものとします。
 - (1) 犯罪に関係する行為。
 - (2) 他者の営業活動を妨害する行為。

- (3) 特定商取引に関する法律による通信販売（販売の対象が、同法に定める指定商品・指定権利・指定役務に該当しないものも違反とみなします。）又は連鎖販売取引の規制に違反し、もしくは違反に相当する行為。
 - (4) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - (5) 個人情報の収集を目的とする行為。
 - (6) その他営業活動の取り締まり、規制に係る各種法令、規則又は行政指導等に違反する行為。
3. 会員は、第1項に基づくサービスの利用により知り得た他の会員又は第三者に係る住所、氏名及び電話番号等の個人情報をサービスの利用目的以外の目的のために使用しないとともに、他に開示又は漏洩しないものとします。
4. 会員は、第1項に基づくサービスの利用により他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合は、前二項の定めを遵守したか否かにかかわらず、自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。会員は、当該紛争が生じたことによりキャッチが損害を被った場合は、キャッチが被った損害を賠償するものとします。

第4章 運 営

第12条（会員規約違反等への対処）

1. キャッチは、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれがある場合、会員によるサービスの利用に関し他者からキャッチにクレーム・請求等が為され、かつキャッチが必要と認めた場合、またはその他の理由でサービスの運営上不相当とキャッチが判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 会員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム・請求等の解消のための当事者間の協議（裁判外紛争解決手続きを含みます。）を行うことを要求します。
 - (3) 会員が発信または表示する情報を削除することを要求します。
 - (4) 会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。
 - (5) サービス提供を一時停止し、または契約を解除します。
2. 前項の規定は第6条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。
3. 会員は、第1項の規定はキャッチに同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、キャッチが第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、キャッチを免責するものとします。

4. 会員は、第 1 項の第 4 号および第 5 号の措置は、キャッチの裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

附 則

1. この会員規約は 2010 年 5 月 1 日から実施します。